水沢競馬場走路照明設備整備

業務仕様書

令和4年5月岩手県競馬組合

この「業務仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県競馬組合(以下「競馬組合」という。)が実施する「水沢競馬場走路照明設備整備」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、競馬組合が、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画競争に参加しようとする者(以下「参加者」という。)の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 工事名称

水沢競馬場走路照明設備整備

(2) 工事場所

岩手県奥州市水沢姉体町字阿久戸1-2 水沢競馬場

走路:外周 1200m、走路幅 20m (1600m発走地点ポケットを含む)

【別紙:図面参照】

(3) 照明性能等

平均照度 400Lx 以上で、安全・公正な競馬開催に支障をきたさないもの (無停電電源装置の設置及び照明用ポールへの緩衝材の設置を含めること)

(4) 履行期間

令和4年7月19日(火)から令和5年3月10日(金)まで

【別紙:令和4年度開催日程(案)参照】

(5) 工事限度額

550,000千円(税込)

- (6) 留意事項
 - ① 工事を実施するにあたり、競馬開催及び競走馬の調教に支障をきたさないこと。
 - ② 原則、工事は昼間とし、競馬開催日は作業実施不可とする。工期の都合上、夜間や開催日に工事を実施する場合は協議のうえ実施すること。
 - ③ 履行期間内に、模擬レース等による照度確認、調光等を実施すること。
 - ④ 騒音、振動を伴う工事は事前に協議のうえ実施すること。
 - ⑤ 原則、動力用光熱水費は受託者の負担とすること。

2 本業務の工事内容

- (1) 水沢競馬場ダート走路照明設備整備工事
- (2) (1)に係る受変電設備の増設工事、無停電電源装置の設置、照明用ポールへの緩衝材設置 及び配線・土木工事等
- (3) パドック照明
- (4) その他
 - ① 裁決照明、駐車場を含むファンエリア、装鞍所などの業務エリアは対象外とする。
 - ② 対象外としたエリアについて、提案内容に含めることを妨げず、工事限度額の範囲内において 提案のあった場合には審査対象とする。
 - ③ 工事限度額以外でのオプション工事提案を可とする。

3 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成(任意様式 A 4 版)

参加者は、「1 本業務の概要」、「2 本業務の工事内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確に した企画提案書を作成すること。

① 業務実施体制・工期等(統括責任者及び業務担当者、施工実績等)

- ② 照明設置プラン等 (照度及び照度分布、安全・公正確保対策等)
- ③ 省エネルギー、拡張性(オプション工事の提案)
- ④ 施工金額(積算書、工事標準仕様書等)

(2) 企画提案書等の提出

正本1部及び副本10部とする。

(3) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する企画提案
- ③ 参加資格確認申請書を提出していない者からの企画提案
- ④ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を競馬組合に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 競馬組合は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 競馬組合は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を 講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、競馬組合に対して文書により通知しなけれ ばならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により完成した工作物、所有権等に関しては、原則として工事代金の支払いの完了をもって受託者から競馬組合に移転することとするが、その詳細については、競馬組合及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、 漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。